

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号						
手続名	旅館業営業許可（1／6）	根拠条項	第3条第1項						
審査基準	第1 旅館業の種類によらず次の要件を満たしていること。 1 申請者が、原則として次の各号のいずれかに該当しないこと。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁固以上の刑に処せられ、又は法若しくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。） (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）が(1)～(5)のいずれかに該当する者があるもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)～(5)のいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。） (10) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (12) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (13) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 (14) 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に2から7までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人 (15) (10)から(13)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人 2 施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その施設の設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。 (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 (3) 図書館法第2条第1項に規定する図書館 (4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設 (5) 前2号に掲げる以外の社会教育施設（体育館及びレクリエーションのための施設を含む）のうち主として18歳未満の者の利用に供される施設で知事が告示で指定するもの								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次NO
						標準経由期間	一日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号
手続名	旅館業営業許可（2／6）	根拠条項	第3条第1項
審査基準	3 施設の構造設備について、次の各号の基準を満たしていること。 (1) 採光及び照明を十分にできる構造であること。 (2) 雨水及び汚水の排水に支障のない排水設備が設けられていること。 (3) 客室の床が木造の場合は、床下の通風が常に良好であること。 (4) 客室及び適当な箇所に、クズ入れを備えていること。 (5) 各客室の入口に室番号又は室名を表示していること。ただし、施設の構造上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。 (6) 浴室については、次の措置を講じること。 ア 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給できる構造であること。 イ 共同用の浴室には適当数の洗いおけ及び腰掛を備えること。 ウ 浴槽内の湯水の水質は次に定める基準に適合すること。ただし、この基準（濁度、全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量に限る。）により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しない。 濁度～5度以下 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量～全有機炭素の量にあつては1ℓ中8mg以下、過マンガン酸カリウム消費量あつては1ℓ中25mg以下。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量1ℓ中25mg以下 大腸菌～1ml中に1個以下 レジオネラ属菌～100ml中に10cfu未満 (7) 洗面所及び便所については、次の措置を講じること。 ア 洗面所は、飲用に適する湯又は水を十分に供給できる構造であること。 イ 便所の手洗設備は、清浄な水を十分に供給できる構造であること。 第2 旅館・ホテル営業（施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿営業以外のもの）の施設は、次の構造設備の基準を満たしていること。 1 1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡）以上であること。（例外については9を参照） 2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として以下の基準に適合するものを有すること。（例外については9を参照） (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認める場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
		交付機関	保健福祉事務所
		標準処理期間	20日
		標準経由期間	一日
		目次	NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法 令 名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号						
手 続 名	旅館業営業許可（3／6）	根 拠 条 項	第3条第1項						
審 査 基 準	5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。								
	6 適当な数の便所を有していること。								
	7 当該施設の設置場所が、第1の2の各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客に接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。								
	8 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。								
	(1) 客室及び寝具の基準								
	ア 客室は、他の客室を通らないで出入りできること。								
	イ 定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。								
	(2) 浴室及び脱衣室の基準								
	ア 共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。								
	イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。								
審 査 基 準	(3) 便所の基準								
	ア 便所を付設しない客室を有する階には、男女別に共同用の便所を設けること。								
	イ 共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。								
	ウ 共同用の便所は、調理場及び配せん室から適当な距離を有すること。								
	エ 手洗い設備を有すること。								
	(4) その他の基準								
	ア 定員に応じ適当な広さのフロント、玄関帳場その他これらに類する設備を有すること。								
	イ 洗面所には、給水設備を設けること。								
	ウ 共同用の洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の給水栓を適当な間隔で設けること。								
	9 ただし、以下に掲げる施設については、1及び2の基準は適用しない。								
受 付 機 関	(1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設								
	(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの								
	(3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設								
受 付 機 関	保健福祉事務所	処理 機 関	保健福祉事務所	交付 機 関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次 NO	
						標準経由期間	一日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号
手続名	旅館業営業許可（4／6）	根拠条項	第3条第1項
審査基準	第3 簡易宿所営業（宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受け、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの）の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。 1 客室の延床面積は、33㎡以上（宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上）であること。 ただし、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、この基準は適用しない。 2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること。 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。 6 適当な数の便所を有していること。 7 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。 (1) 寝具の基準 定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。 (2) 浴室及び脱衣室の基準 ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。 (3) 便所の基準 ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。 イ 調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 (4) その他の基準 洗面所には、給水設備を設けること。		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日
		標準経由期間	一日
		目次NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法 令 名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号						
手 続 名	旅館業営業許可（5／6）	根 拠 条 項	第3条第1項						
審 査 基 準	第4 下宿営業（施設を設け、一月以上を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業）の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。								
	1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。								
	2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。								
	3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。								
	4 適当な数の便所を有していること。								
	5 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。								
	(1) 浴室及び脱衣室の基準								
	ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。								
	イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。								
	(2) 便所の基準								
ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。									
イ 調理場及び配せん室から適当な距離を有すること。									
ウ 手洗い設備を有すること。									
(3) その他の基準									
洗面所には、給水設備を設けること。									
第5 許可には公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件を附すことがある。									
第6 住宅宿泊事業法における特例									
住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出を行った者は、旅館業法の許可を受けずに届出住宅において住宅宿泊事業を営むことができる。									
受 付 機 関	保健福祉事務所	処理 機 関	保健福祉事務所	交付 機 関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次 NO	
						標準経由期間	一日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号
手続名	旅館業営業許可（6／6）	根拠条項	第3条第1項
審査基準	第7 国家戦略特別区域における適用除外 国家戦略特別会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める以下の要件に該当する事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以降は、当該事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しない。 1 10日以上滞在の賃貸借契約であること 2 外国人旅客の滞在に適した施設であること (1) 滞先に適した広さ（原則25㎡以上） (2) 適当な換気、採光、照明、防湿、冷暖房の設備 (3) 浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納、清掃のための設備・器具 (4) 使用前の居室の清掃の保持 3 施設の使用方に関する外国語を用いた案内のほか、緊急時対応、外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制が確保されていること ※ 現在、佐賀県内には、内閣総理大臣の認可を受けた国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた区域計画はありません。		
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日
		標準経過期間	一日
		目次NO	